



## 平成27年度 津市社会福祉協議会事業計画 ～『ささえあいとともに生きる 地域づくり』を目指して～ 平成27年度も、次のような重点目標を掲げ事業に取り組みます。

### 重点目標

- 1 経営体制の強化
- 2 小地域福祉活動の推進
- 3 地域福祉教育の推進
- 4 災害対策センター運営の基盤整備
- 5 地域における相談体制の充実
- 6 地域生活を支える福祉サービスの充実

### 事業推進計画

#### I 社会福祉事業

- 1 法人運営事業（経営体制の強化）
  - ◆理事会・監事会・評議員会並びに部会等の開催
  - ◆【重点】人材育成及び研修
  - ◆【重点】財政基盤の確立
  - ◆【重点】新会計基準に基づく円滑な会計処理
  - ◆【重点】災害対応マニュアルの整備
  - ◆発展・強化計画の推進管理
- 2 【重点】広報・啓発事業
  - ◆広報誌・ホームページ等
    - ・広報誌「つ社協だより」の発行
    - ・ホームページ、ブログによる福祉情報の発信
    - ・会員制度の周知・啓発
  - ◆津市社会福祉大会の開催
  - ◆福祉啓発事業（ふくしまつり等の開催）
- 3 地域福祉推進事業
  - ◆小地域福祉活動支援事業
  - ◆【重点】ふれあい・いきいきサロン事業
  - ◆地域ケア体制推進事業
  - ◆要介護者対策地域見守りネット活動（絆のバトン）事業
  - ◆子育て支援推進事業
  - ◆敬老事業
  - ◆福祉団体支援事業
    - ・津市地区社協連絡協議会への支援協力
    - ・地区社会福祉協議会への支援協力
    - ・その他の福祉団体への支援協力
  - ◆福祉人材育成事業
  - ◆心配ごと相談事業
  - ◆声の広報等発行事業
  - ◆外出支援サービス事業
  - ◆社協ほっとサービス事業
  - ◆配食サービス事業
  - ◆第2次津市地域福祉活動計画の進行管理
  - ◆社会福祉法人三重県共同募金会への支援・協力

#### I 社会福祉事業

- 4 介護予防事業
  - ◆介護予防事業
    - ・転倒予防教室
    - ・認知症予防教室
    - ・家族介護教室
  - ◆一次予防事業（元氣アップ教室・運動機能アップ教室）
  - ◆津市まん中老人福祉センターの健康相談などに関する業務
- 5 共同募金配分金事業
  - ◆地域福祉事業
  - ◆地区社会福祉協議会助成
  - ◆その他福祉団体助成
- 6 日常生活自立支援事業
- 7 ボランティアセンター事業
  - ◆ボランティア活動への相談、登録、斡旋事業
  - ◆ボランティア啓発事業
  - ◆ボランティア育成・推進事業
  - ◆【重点】災害ボランティアの育成
  - ◆福祉協力校推進事業
  - ◆【重点】福祉教育推進事業
  - ◆在宅障がい者（児）交流会の開催
- 8 生活福祉資金貸付事業（低所得者支援事業）
- 9 福祉基金・資金事業
  - ◆社会福祉基金助成事業
  - ◆地域福祉資金助成事業
- 10 【重点】訪問介護事業（津市全域）
- 11 通所介護事業（美里・一志・白山・美杉）
- 12 【重点】障がい者相談支援事業（特定相談支援事業）
- 13 障がい者居宅介護等事業（津市全域）
  - ◆介護給付事業
  - ◆地域生活支援事業

#### II 公益事業

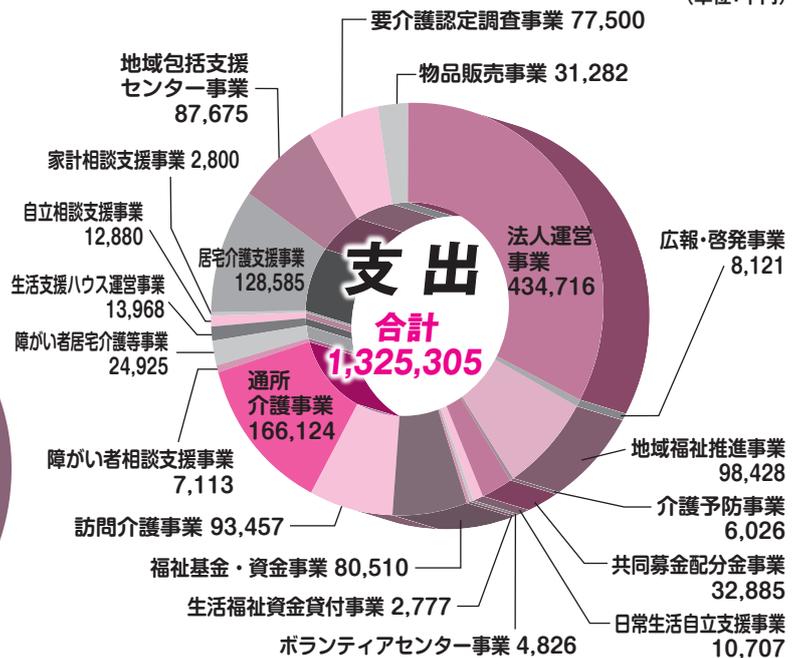
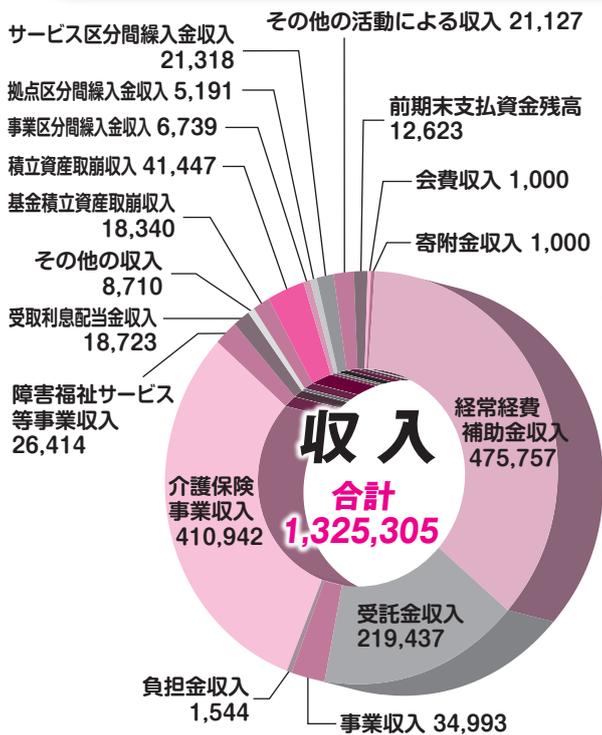
- 1 生活支援ハウス運営事業（美里・美杉）
- 2 【新規・重点】生活困窮者自立相談支援事業
- 3 【新規・重点】生活困窮者家計相談支援事業
- 4 【重点】居宅介護支援事業（津市全域）
- 5 【重点】地域包括支援センター事業
  - ・津北部東地域包括支援センター
  - ・津一志地域包括支援センター
- 6 要介護認定調査事業

#### III 収益事業

- 1 物品販売事業
  - ◆競走場売店の円滑な運営
  - ◆公共施設自動販売機の設置

# 平成27年度 津市社会福祉協議会当初予算

(単位:千円)



## 平成27年4月から生活困窮者自立支援法がスタート

### ①「生活困窮者自立相談支援事業」

生活困窮者などが困窮状態から早期に抜け出すことを支援するため、本人の状況に応じた相談支援を行います。

### ②「生活困窮者家計相談支援事業」

家計に問題を抱えている生活困窮者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や専門的な助言と指導などを行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるように支援します。

#### 相談できる方

生活保護を受給している方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方(生活困窮者)は、誰でも相談できます。年齢に制限はありません。

- 経済的な問題で生活に困っている方
- 長く失業している方
- 引きこもりやニートで悩んでいる方
- 働いた経験がなく不安な方など

※生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。相談は無料です。

<相談窓口> 津市 健康福祉部 援護課 (電話)059-229-3151

名称が変更されました

### ◎「地域福祉権利擁護事業」⇒「日常生活自立支援事業」

★日常生活自立支援事業とは

高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方が安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの利用、金銭管理、書類預かりなどの支援を通じて、日常生活の自立を図ります。

※事業名変更に伴い、センター名も変更されました。

○津市社会福祉協議会「中勢地域権利擁護センター」→「津日常生活自立支援センター」

○三重県社会福祉協議会「三重県地域福祉権利擁護センター」→「三重県日常生活自立支援センター」

<問合せ先> 津市社会福祉協議会 地域福祉課 (電話)059-246-1165